



平成18年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社 松 風
代表者名 取締役社長 太 田 勝 也
(コード番号 7979 大証第2部)
問合せ先 総務部長 長畑喜代志
(TEL 075-561-1914)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関して、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）

当社は、歯科医療という公共性の高い分野で事業を行っており、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」ことを経営理念として掲げ、企業の社会的責任の観点からコンプライアンス重視の経営活動を行う。

この経営理念を実践するために「行動規範」を制定し、取締役及び全社員が法令を順守し、共通の倫理的価値観を持つための基準とするとともに、これを確保するための体制として社長を委員長とする倫理委員会を設置する。

また、監査室による内部監査と監査役監査を充実し、併せて内部通報制度による不祥事の早期発見に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役は、その職務の執行に係る情報については、別に定める「取締役会規程」、「常務会規程」、「稟議規程」、「内部情報管理規程」及び「文書取扱規程」に基づいて、適切に保存し管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

コンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ、与信等に係るリスクについては、それぞれの担当部門で規程、ガイドラインを制定、教育研修を実施するほか、マニュアルの作成・配布を行う。

また、新たに生じたリスクへの対応のために必要な場合は、速やかに対応責任者を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ・当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ・取締役は、法令、定款に基づくほか、重要事項については、「取締役会規程」、「常務会規程」、「職務権限規程」によって定められた決裁権限に基づいて、適正に職務を執行する。
- ・意思決定の迅速化を図るため、常務取締役以上で構成する常務会を設置し、取締役会への付議事項の審査、取締役会から委嘱を受けた事項その他重要事項の決定を行う。

- ・常務会の諮問機関として計画審議委員会を設置し、中長期経営計画、年度経営計画等重要経営課題の検討、立案及び実行管理を行い、事業活動の円滑化、経営効率の向上を図る。
 - ・取締役の職務の執行が適正に行われるためにコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、監査役による監査を実施する。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）
- 事業活動における法令、企業倫理及び社内規程等の順守を確保するため、「行動規範」を制定し、社内教育を実施し、社員へ周知徹底するとともに、コンプライアンス担当取締役を置き、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- また、業務運営の状況を把握し、その改善を図るために監査室を置く。
6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
- 当社及び子会社各社は、グループ全体の企業価値及び経営効率の向上を図り、社会的責任を全うするために「関係会社管理規程」を制定し、親会社・子会社間の指揮・命令、連携を密にし、管理・指導等を行いながら企業集団としての業務の適正を図る。
- また、子会社各社についても監査室による内部監査及び監査役監査を実施する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）
- 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合は、監査役の指名する社員に委嘱することとする。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）
- 前号の社員の人事異動については、監査役会の同意を必要とする。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）
- 取締役は、監査役会に職務の執行状況を報告する。また、監査役は、取締役会に出席するとともに、必要に応じて取締役又は社員に報告を求めることができる。常勤監査役は、常務会に出席することができる。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）
- ・監査役は、上記のとおり取締役会、常務会等重要会議に出席するほか、関係部門及びグループ会社の調査、重要案件の決裁書の確認などにより監査を行う。
 - ・監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、会計監査人との情報の交換を行う。
 - ・監査役会では社外監査役、子会社監査役を含めた相互の情報提供や意見交換を十分に行うとともに、監査室や会計監査人との連携にも遺漏がないよう対応する。
 - ・代表取締役及び各取締役との報告連絡が十分機能するよう、体制を整備する。

以上